

長崎医療こども専門学校 成績評価規定

(目的)

第1条 この規定は、長崎医療こども専門学校（以下「本校」という。）における成績評価を適切にかつ厳格に行うための事項を定める事を目的とする。

(定義)

第2条 成績評価とは、あらかじめシラバスに設定した授業の目標を学生が達成したかを測り、合否判定を行う行為を示す。

(学校評価等委員会)

第3条 成績評価を適切かつ厳格に行うため、学内に学校評価等委員会（以下「委員会」とする。）を置く。

2 委員会の業務及び委員会の構成、委員会の運営等必要な事項については、別に定める。

(成績評価の方法)

第4条 成績評価は原則として各単元・科目の終了時に1回の評価を行う。

2 成績評価は出席率、授業態度、提出物、検定取得状況、テスト等の資料によって評価を行い、本人の努力に関しても重視する。

3 学科および科目の特性により、素点のみの評価など、成績評価の方法は異なる。

(成績の算出法)

第5条 成績評定はA、B、C、D、Eの5段階とする。

2 国家試験や検定関連科目は、検定結果を中心に評価する。

3 国家試験や検定のない科目は科目終了時に試験やレポート等で評価する。

4 実技や実習は、評価点から成績評価（A～D）を算出せず、直接評価をする事ができる。

(成績評価基準)

第6条 おおむね以下の基準に従って評価を行う。

A：科目に対する理解および日常の授業態度が著しく優秀な者 評価点80点～100点

B：科目に対する理解および日常の授業態度が優秀な者 評価点70点～ 79点

C：科目に対する理解および日常の授業態度が良好な者 評価点60点～ 69点

D：科目に対する理解および日常の授業態度が劣る者 評価点59点以下

E：評価不可能な者

(考査資格)

第7条 単元終了時に、当該授業の出席率を集計し、下記の条件に該当する者は考査の対象とならない。

従って成績いかにかわらず、D以下の評価となり追試等が課される。

(追試験)

第8条 D評価の者については原則として追試験を行い学習の機会を与える。追試験の実施、評価方法等については、学生便覧に記載する。

(再試験)

第9条 科目試験に欠席した者で、公欠・出席停止の事由により校長が認めたものについては、再試験を認めることがある。

(特別再試験)

第10条 学校長が認める公的な行事等に参加のため、本試験を受験できなかった場合には、特別再試験を実施することがある。

(成績表分布状況の公開)

第11条 各学科の成績表分布状況は、ホームページ上で年に1回公表するものとする。

この規定は、平成31年4月1日から施行する。